

## カード利用通知・制限サービス特約(JCB法人口カードステーション用)

### 第1条 (目的・適用等)

1. 本特約は、両社が利用者に対して提供するカード利用に関する通知・制限に関するサービス（第2条に定めるサービスをいい、以下「本サービス」という。）に関して、本サービスの利用内容、留意事項、制約事項、およびその他の基本事項を定めることを目的とします。
2. 本特約は、「JCB法人口カードステーション利用規定」（以下「原規定」という。）の特則です。本特約に定めがない事項については、原規定および会員規約（大型法人用）（以下「会員規約」という。）が適用されます。また、本特約に別途定めがない限り、本特約の用語は、原規定および会員規約の用法に従うものとします。
3. 利用者は本特約に同意のうえ、本サービスの提供を受けるものとします。
4. 「利用者」とは、本サービスを利用する法人会員および管理責任者等会員をいいます。
5. 「指定通知先」とは、JCBが定める仕様の範囲内で、管理責任者等が第2条第2項に定める本サービスに関する通知先として指定した管理責任者または管理統括者のメールアドレスをいいます。

### 第2条 (本サービス)

1. 本サービスは、カード使用者のショッピング利用に際して、加盟店が当該利用につき当社に対してショッピング利用照会（次条第1項(1)号に定めるものをいう。以下同じ。）を行ったショッピング利用または特定加盟店（次条第1項(2)号に定める加盟店をいう。以下同じ。）におけるショッピング利用を対象に、指定通知先に対する通知やカード利用の制限を行うサービスをいいます。
2. 本サービスは次の3つの機能により構成されます。
  - ①カードご利用通知
  - ②使いすぎアラート
  - ③使いすぎブロック
3. 本サービスは、別途両社が法人会員に対して通知をしない限り、利用者に無償で提供されます。

### 第3条 (留意事項)

1. 前条第1項に定めるとおり、本サービスは、以下の(1)号または(2)号に該当する場合に、各号に定める内容に基づいて提供されるサービスであり、以下の(1)号および(2)号のいずれにも該当しないショッピング利用に関しては、本サービスに基づく通知、集計（第5条第1項および第6条第2項に定める「集計」を指します。以下同じ。）および制限の対象とはなりません（但し、第4条から第6条にこれと異なる定めがある場合には、第4条から第6条の定めが優先します。）
  - (1)カード使用者のショッピング利用に際して加盟店が当該利用につき当社に対して照会（取消や返品に関する照会も含み、以下「ショッピング利用照会」という。なお、ショッピング利用照会は、ショッピング利用の金額等を確定させるための加盟店からカード会社への売上情報の送付・送信とは異なる。）を行った場合 ショッピング利用照会の内容
  - (2)前号以外の場合で、JCB所定の一部の加盟店（以下「特定加盟店」という。）がショッピング利用の金額等を確定させるための加盟店からカード会社への売上情報（取消や返品に関する情報も含み、以下「売上確定情報」という。）の送付・送信を行い、当社に到着した場合 売上確定情報の内容
2. 本サービスに基づく通知および集計は、前項(1)号の場合には当社にショッピング利用照会が到着したときに行われ、また前項(2)号の場合には当社に売上確定情報が到着したときに行われます。したがって、カード使用者が加盟店でショッピング利用をした時期と異なる時期に通知がなされ、またカード使用者が加盟店でショッピング利用をした時期と異なる時期の集計期間（第5条第2項および第6条第3項に定める「集計期間」を指します。）の金額として集計される場合があります。
3. 本サービスに関する留意事項は、本条のほか、本特約の他の条項および両社が別途公表するサービス説明（「ご案内」、「ご利用上の注意」等の表題のものを含みますが、それらに限られません。）、ならびに本サービスに関するJCB法人口カードステーションの画面上（本特約と併せて、以下「本特約等」という。）に表示されますので、管理責任者等はこれらの留意事項を確認するものとします。これらの留意事項に変更があった場合には、両社は、変更後の留意事項を当該画面上に表示し、また必要に応じて本特約を改定します。
4. 管理責任者等は、本サービスに基づき指定通知先に対してカード使用者のカード利用に関する各種通知がなされること、またカード使用者のカード利用が制限されることおよびその内容について、管理責任者等の責任において、各カード使用者に対して周知するものとします。
5. 利用者は、本サービスが全てのカード利用を対象とした完全性のあるサービスではなく、また本条のほか本特約等に規定または表示される制約に基づいて提供されるものであって、利用者およびカード使用者の責任によるカード利用の管理を支援する補助的な手段に過ぎないことを理解の上で、本サービスを利用するものとします。

### 第4条 (カードご利用通知)

1. 「カードご利用通知」とは、以下の(1)号の事象が発生した場合に、管理責任者等の選択に基づき、管理責任者または管理統括者が両社に届け出た指定通知先であるEメールアドレスに対して、(1)号記載の事項を両社所定の方法により通知する機能です。
  - (1)加盟店がカード使用者のショッピング利用（但し、第3条第1項において対象とはならないとされているショッピング利用を除く。）について、当社に対してショッピング利用照会を行った場合、または特定加盟店から当社に売上確定情報が到着した場合に、利用者に対してショッピング利用照会の金額（カード利用金額と異なる場合があります。）もしくはショッピング利用照会に対して当社が承認しなかった旨、または売上確定情報の金額（以下、ショッピング利用照会の金額と売上確定情報の金額を併せて「ショッピング利用照会等金額」という。）を通知します。但し、管理責任者等が通知対象となるショッピング利用の金額を両社所定の方法により指定した場合には、ショッピング利用照会等金額が当該指定金額以上の場合に限り通知します。
2. 管理責任者等は、カード使用者が利用するカードそれぞれについて、両社が定める範囲内において「カードご利用通知」の設定を行うことが可能です。
3. 管理責任者および管理統括者は、「カードご利用通知」を受信できるように、両社に届け出た指定通知先であるEメールアドレスおよび端末への通知設定を常に受信可能な状態にしなければなりません。

### 第5条 (使いすぎアラート)

1. 「使いすぎアラート」とは、加盟店が利用者のショッピング利用（但し、第3条第1項において集計の対象とはならないとされているショッピング利用を除く。）について、当社に対してショッピング利用照会を行い、当社が承認をした場合、または特定加盟店から当社に売上確定情報が到着した場合に、ショッピング利用照会等金額を、次項に定める集計期間ごとに集計し、その合計金額が管理責任者等のあらかじめ設定した金額（以下「アラート金額」という。）に到達したときに、管理責任者等の選択に基づき、管理責任者または管理統括者が両社に届け出た指定通知先であるEメールアドレスに対して、両社所定の方法により通知する機能です。なお、第3条第2項に定めるとおり、同条第1項(2)号に定める場合には、当社に売上確定情報が到着した時期が属する集計期間に、当該売上確定情報にかかる金額が加算されることになります。
2. 「使いすぎアラート」の集計期間は、会員規約に定める標準期間と同じ（原則として、毎月16日から翌月15日まで。法人会員が締切日を末日とする旨を申込み、これを両社が認めた場合には、毎月1日から末日まで）です。なお、当該集計期間のうち、利用者が「使いすぎアラート」サービスおよび「使いすぎブロック」サービスのいずれも利用していない期間中に到着したショッピング利用照会等金額は集計の対象とはならず、「使いすぎアラート」サービスおよび「使いすぎブロック」サービスのいずれかを利用している期間中に到着したショッピング利用照会等金額は「使いすぎアラート」サービスの集計の対象となります。
3. 管理責任者等はカード使用者が利用するカードそれぞれについてアラート金額を設定することができます。また、管理責任者は、法人会員等に発行された全てのカードの利用額を合算した金額についてアラート金額を設定することができます。
4. 管理責任者および管理統括者は、「使いすぎアラート」の通知を受信できるように、両社に届け出た指定通知先であるEメールアドレスお

より端末への通知設定を常に受信可能な状態にしなければなりません。

#### 第6条 (使いすぎブロック)

- 「使いすぎブロック」とは、加盟店が当社に対してショッピング利用照会を行った場合において、当該ショッピング利用照会の金額と、次項に定める集計金額を合算した合計金額が、管理責任者等のあらかじめ設定した金額（以下「ブロック金額」という。）以上となる場合に、カード使用者が当該ショッピング利用をできないようにする機能です。
- 前項に定める「集計金額」とは、加盟店がカード使用者のショッピング利用（但し、第3条第1項において集計の対象とはならないとされているショッピング利用を除く。）について、当社に対してショッピング利用照会を行い、当社が承認をした場合、または特定加盟店から当社に売上確定情報が到着した場合に、ショッピング利用照会等金額を、次項に定める集計期間ごとに集計した金額をいいます。なお、第3条第2項に定めるとおり、同条第1項(2)号に定める場合には、当社に売上確定情報が到着した時期が属する集計期間に、当該売上確定情報にかかる金額が加算されることになります。
- 「使いすぎブロック」の集計期間は、会員規約に定める標準期間と同じ（原則として、毎月16日から翌月15日まで。法人会員が締切日を末日とする旨を申込み、これを両社が認めた場合には、毎月1日から末日まで）です。なお、当該集計期間のうち、利用者が「使いすぎアラート」サービスおよび「使いすぎブロック」サービスのいずれも利用していない期間中に到着したショッピング利用照会等金額は集計の対象とはならず、「使いすぎアラート」サービスおよび「使いすぎブロック」サービスのいずれかを利用している期間中に到着したショッピング利用照会等金額は「使いすぎブロック」サービスの集計の対象となります。
- 「使いすぎブロック」機能が働いたことにより、カード使用者が行おうとしたショッピング利用が利用できることとなった場合には、管理責任者または管理統括者の選択に基づき、管理責任者等が両社に届け出た指定通知先であるEメールアドレスに対して、両社所定の方法により通知します。
- 管理責任者等はカード使用者が利用するカードそれぞれについてブロック金額を設定することができます。また、管理責任者は、法人会員等に発行された全てのカードの利用額を合算した金額についてブロック金額を設定することができます。
- 管理責任者および管理統括者は、「使いすぎブロック」の通知を受信できるように、両社に届け出た指定通知先であるEメールアドレスおよび端末への通知設定を常に受信可能な状態にしなければなりません。

#### 第7条 (責任)

- 本サービスは、本特約等に記載された制約を有するサービスとして利用者に提供されるサービスですので、両社は当該制約が存在することについて、利用者およびカード使用者に対して一切の責任を負わないものとします。また、両社に故意または重過失がない限り、両社は本サービスに起因して法人会員に発生した逸失利益について一切の責任を負わないものとします。
- 利用者が本サービスを利用することにより、会員規約に定めるカードの管理責任および会員規約または原規定上の利用者およびカード使用者の責任が軽減されるものではありません。利用者およびカード使用者は、本サービスが本特約等に記載された制約を有するサービスであることを前提として、自己の責任でカードおよびカード利用を管理するものとします。
- 法人会員および管理責任者は、本サービスの設定について管理監督を行うものとし、法人会員の役職員等の異動に伴う本サービスに関する設定の見直しを自己の責任において行うものとします。当該設定の見直しが行われないことに起因する法人会員の損害等について、両社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第8条 (本サービスの変更・終了)

- 両社は、営業上その他の理由により、本サービスの内容を変更することができるものとします。この場合、両社は、管理責任者等に対し、事前にJCB法人カードステーションの画面上で公表し、またはEメール等で通知します。
- 原規定に基づき法人カードステーションの利用登録が抹消された場合、当該利用者に対する本サービスの提供は終了し、本サービスに関する設定は解除されます。但し、利用者が法人カードステーションの利用登録を抹消するに先立って本サービスに関する設定を解除しない場合には、本サービスに関する設定が解除されるまで、一定の期間を要する場合があり、利用者はこれをあらかじめ承諾するものとします。
- 両社は、営業上その他の理由により、本サービスを終了することができます。この場合、法人会員等からの承諾を要することなく、本サービスの全部または一部を終了させができるものとします。この場合、両社は、原則として事前に管理責任者等に対して通知しますが、緊急の場合には事後速やかに通知または公表するものとします。

#### 第9条 (本特約の改定)

本特約の改定については、会員規約（会員規約およびその改定）が適用されます。

(VCN03・20260331)